

## 令和3年度第7回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智	

志

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	( 開 会 午後2時00分 )
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第8回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして小林会長にご挨拶を願います。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。本日、令和3年度第7回の農業委員会総会を開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>先ほど、開会前に農業委員会憲章で謳っていただきましたが、最後のところに「農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。」と唱和いただきました。先だって、私は色々皆さんにお願いしまして、「農業委員会の解説」と「百問百答」について自助努力をしていただくということでお願いしましたところ、約10名の方がこれに賛同していただいたと。</p> <p>やはり、これからは我々農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員は地域農業のためのコーディネーター役としての使命とリーダーとしての使命を果たしていく、大きな役割を果たさなければならない、こういうことでもあります。そこで、皆さんにこれを熟読していただき、今後農家に向けての情報発信を進めていただきたい、こういうことでもあります。</p> <p>なお、新聞・テレビ等を見ておりますと、新型コロナの発生状況がちょっと鈍化しまして、これである程度終止符を打ってくればということですが、先月もそのあたり申し上げましたけれども、昨日の発生が東部で3名、西部で1名ということで合計4名。これをまとめますと1651名の方が鳥取県で新型コロナの感染者として発病されたということでもあります。7月では293名、8月では571名、9月では195名。10月に入りまして昨日の発表までが約10名ということで、鳥取県におきましてはゼロの日もありますし、割とそのあたりの対策が取られてきておるのではなかろうかなというふうに思っているところでもあります。</p> <p>尚、今年の水稲の作付状況から見まして、規制のたがが外れて米の生産の政策転換で四年目ということになりますか。そうしましたところ、米価が概算払で約二割から三割下がったということで、一等米でも約五千を切るのではなかろうかなということでもあります。そうしますと、最終生産が植えて二年後に完売するというところから、共同計算でやられて若干のモノが還ってくるという一つの流れが生まれて来とるわけでございます。そういたしますと、約二千元から三千元程度の概算金が減ってきたと。特に大型の稲作農家の方々が大変打撃を受けたということで、大変懸念を致しておるところでもございます。21年産は過去最大の転作拡大ということで、各県とも努力して、そのものが飼料用の米であるとかということがありますが、やはり新型コロナの発生によって需要が減ったということと、少子高齢化で人口減少の関係も出てくるのではなかろうかなと。こういうことがあっ</p>

て、それが原因ではなかろうかということですが、やはりこのような状況の中では経営を維持できるような、国としては資金繰りや支援や、需給改善などの対策を急ぎ検討していただかなければならいのではなかろうかなと、こういうふうに私は思っているところでもあります。

もう一点は、2022年度の農作物の延べ作付け面積が、田畑合わせて約二万八千ヘクタール。約0.7パーセント減ったということで、当初、2030年には自給率を45パーセントにもって行くんだということで取り組んで国はやっとったと。その基本ベースとなる面積が431万ヘクタール。その結果、減って398万ヘクタールになったと。これは少子高齢化なり、次々と農地が減少傾向をたどっておるということであります。農地の利用率は大体104パーセントということを目にしておりますけど、このあたりに課題があるではなかろうかなというふうに思っているところでもあります。このことは政府として閣議決定され、基本計画に基づいてその目標達成させるための方策をどのように講じていくのかということではなかろうかなというふうに思っております。

やはりそういう点におきましても、先だって岸田新内閣が発足いたしましたけれど、当初、総裁立候補の時、国家戦略特区、規制改革については改組したいということを堂々と言われましたが、このことが実行され、なお且つ、いま養父市で行われております企業の農業参入の関係等、それともう一点は規制改革、3条申請等々があるわけけれども、このあたりのところは新たな農地の最適化ということでもありますけど、2021年の時点を見ますと、需給の問題や規制改革、生産基盤の強化等々が新たな岸田政権の中で組み込まれていく必要があるではなかろうかなと、こういうふうに私は思っているところでもあります。

野上前農林水産大臣が金子新農林水産大臣ということで受けられました。金子大臣におかれては、過去衆議院に4期出られ、なお且つ、長崎県知事を3期勤め、現在参議院で2期勤めておられるという。年齢もかなり高いですけども、地方の中でそれなりに取り組んで来られた豊富な知識と、その中で日本の農業の方向性というものを示していただけるのではなかろうかなと、こういうふうに思っているところでもあります。

こういう観点がございますので、皆さんにおかれましても、先ほど言いましたように色々農業・農政問題につきましてもは課題が山積を致しております。後ほど、また事務局の方から報告があろうかと思っておりますけれども、研修大会が11月5日に、一応皆さんに受けていただく計画を致しておりますけれども、そういう点におきましても、日頃経営に役立つ情報の収集、提供できる環境作りを、それぞれ農業委員、最適化推進委員の皆さんが自助努力をしていただくということではなかろうかなということがございますので、その点宜しくお願いを申し上げます、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p> <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なしということですので、それでは、6番 春摘要委員、7番 長石憲太郎委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の1ページご覧下さい。番号1番です。</p> <p>農地の所在が篠坂字瀧谷口433番1、地目は畑で面積102㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人が智頭1221番地の●●●●●さん、譲受人が南方1128番地21の●●●●●さんです。転用の目的は譲受人が経営する会社の業務用資材等で使用するためとなっております。</p> <p>申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。</p> <p>申請者の●●さんは建設業を営んでおり、事務所は南方1128番地21に位置していますが、現在の駐車場、資材置き場が不足となっております作業効率を考慮して事務所から近く、国道沿いで工事用車両の出入りしやすい場所を検討した結果、申請地以外に適地がなく代替地はないのもです。</p> <p>資力及び信用については●●さんが経営する会社の通帳の写しで確認できています。</p> <p>また、農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図により妥当であると認められます。周辺農地等への支障については、土砂流出の恐れ等がある施工はないことなど、支障はありません。</p> <p>なお、一部既に建物がありませんが、●●さんの顛末書の提出もあります。申請地は周辺の農地に与える影響も少なく転用はやむを得ないものです。場所ですが、別添の申請位置図の1ページをご覧ください。</p> <p>申請地は国道373号沿いにあり、国道と並行する川の対岸に申請人の経営する会社があります。2ページに公図。こちらの農地は少し特殊でして、公図と現況がかなり異なっているため、3ページに測量図をつけております。</p>

	<p>4ページに転用事業計画書、5、6ページに被害防除計画書、7ページに土地利用計画図、8ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6 番	<p>報告いたします。</p> <p>10月1日、本件転用許可申請の一切の権限を委任されておられます●●●行政司法書士さんに確認を取りました。本申請に間違いがないことを確認しましたことを報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
5 番	<p>申請地前にはバス停の拡幅があります。そのあたりの処理はされていますか、どうですか。</p>
事務局書記	<p>バス停についてですが、スロープですとか歩道を削っての進入路を設けるということだと許可が出来なくなります。今回の場合、進入路等は設けずということで計画されていますので、特に支障はないとのことです。</p>
5 番	<p>進入を設けると出来ない。</p>
事務局書記	<p>出来ません。</p>
議長(会長)	<p>申請地と道路の間には歩道があるが、その段差は乗り入れに大丈夫かということ。</p>
事務局書記	<p>申請位置図の8ページ、上の写真をご覧ください。手前側ですが、ちょっと空いているところがありまして、ここから出入りされると。歩道の方は高さがありますので、そちらの方からは出入りはしない、とのことです。</p>
事務局長	<p>申請者も、ここからの出入りは出来ないという前提で使うということ。</p>
議長(会長)	<p>実際の運用もそうしてくれれば問題はないのだが。</p>
2 番	<p>今の申請で許可して、いずれ将来的に他の場所から出入りして縁石が壊れたら問題が発生する。現状の申請では何も言えない。意見に付け加えては。</p>

事務局書記	進入路を付ける場合、本来であれば道路占用の許可が要ります。
議長(会長)	国交省の出入り口の基準は4メートル。大型が出入りする場合は8メートル。 そのあたりは春摘委員、いかがかな。
6 番	私は事実確認をするということしか受けていないので。
議長(会長)	そのあたりを申請者に確認して。後から問題が起きたときに支障を来さぬようにしておかなければ。
事務局書記	言われるように、事務局の方でも気になったので本人に確認したところ、既存の進入路を活用すると。許可権者が県ですので、県にも事前に確認したところ、県の担当者は「申請者が進入路を新たに設けず、既存のモノを使用するということであれば、道路占用の許可は必要ない」と。ですので、農地法の観点から言うとこれ以上追求する必要もないとのことでした。
議長(会長)	それでは、附帯部分を付けずにこれで許可ということもありますし、附帯部分を付けてということもあります。皆さん、いかがでしょうか。
2 番	事務局の確認では附帯部分は必要ないと。では、必要ないのでは。
議長(会長)	その他、ご意見はありませんか。  (質問、意見なし)
議長(会長)	ないようですので、可否を取りたいと思います。 それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。 非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは、議案書の2ページをご覧ください。 番号1です。農地の所在が三吉字梅ヶ坪131番10、地目が田で面積13㎡

	<p>です。所有者は三吉84番地の●●●●さんです。非農地の事由としましては「昭和48年8月20日から宅地として利用、現在に至る。」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の9ページに位置図を付けております。10ページには公図を、11ページには現況写真を付けておりますが、このように宅地の敷地の一部となったまま現在に至っている状況です。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、3番 池本英夫委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
3 番	<p>10月2日に現地確認と、申請者の●●●●さんと話しをしました。申請どおりということで問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページとなります。</p> <p>9月17日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、田で1,419㎡です。利用権を設定する者が1名、受ける者が1名です。期間としては、3年から5年未満となります。</p> <p>それでは、4ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第8回総会を閉会いたします。</p>
閉 会	( 閉 会 午後2時32分 )

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年10月8日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 春 摘 要

智頭町農業委員会委員 長 石 憲太郎